3　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一・二　略］

二の二　電子記録移転権利　法第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。

［三～五　略］

六　商品　法第二条第二十四項第三号の三に規定する商品をいう。

［七～十二　略］

（電子記録移転権利から除かれる場合）

第九条の二　法第二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一　当該財産的価値を次のいずれかに該当する者以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

イ　適格機関投資家

ロ　令第十七条の十二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる者

ハ　企業年金基金であって、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百三十三条の二第二項に定める要件に該当するもの

ニ　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第三項に定める要件に該当する個人

ホ　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第四項に定める者

二　当該財産的価値の移転は、その都度、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾がなければ、することができないようにする技術的措置がとられていること。

2　前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二条第二号イからトまでに掲げるもの」とあるのは、「第六十二条第二号イからトまでに掲げるもの及び暗号資産」とする。

（適格機関投資家の範囲）

第十条　法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

［一～二十　略］

二十一　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社（同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。第十六条第一項第一号の二イ(3)、第四号の二ハ及び第七号において同じ。）のうち金融庁長官に届出を行った者

二十二　信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社（同条第七項に規定する管理型外国信託会社を除く。第十六条第一項第一号の二イ(3)、第四号の二ハ及び第七号において同じ。）のうち金融庁長官に届出を行った者

二十三　次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（存続厚生年金基金を除き、ロに該当するものとして届出を行った法人にあっては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結し

3　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

［三～五　同上］

六　商品　法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。

［七～十二　同上］

［条を加える。］

（適格機関投資家の範囲）

第十条　［同上］

［一～二十　同上］

二十一　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社（同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。第十六条第一項第一号の二イ(3)及び第七号において同じ。）のうち金融庁長官に届出を行った者

二十二　信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社（同条第七項に規定する管理型外国信託会社を除く。第十六条第一項第一号の二イ(3)及び第七号において同じ。）のうち金融庁長官に届出を行った者

二十三　［同上］